

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十六年十二月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年九月一日奈良県指令建第九四―七八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年十二月十日建第八三六九号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年十二月十日建第五〇三二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字大福六三八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二六番一―号

一建設株式会社 代表取締役 堀口忠美

磯城郡田原本町大字阪手一八七番地六

株式会社たけむらハウジング 代表取締役 竹村将也

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字大福六三八番一の一部

下水道 桜井市大字大福六三八番一の一部

一 許可番号

平成二十六年十一月五日奈良県指令建第九四―一二二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年十二月十日建第八三七〇号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年十二月十日建第五〇三三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市五位堂三丁目五九八番一、五九八番二、五九八番四及び五九八番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市五位堂二丁目五七四番地六

里井和子

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市五位堂三丁目五九八番四及び五九八番五